

事務局だより

20-8

2021 年 2 月 16 日

75歳以上医療費2割負担、国会で審議 対象は年収同額でも内訳次第

政府は、75歳以上の方が医療機関を受診した際に支払う窓口負担割合を、所得によって1割から2割へ引き上げる方針を決めました。開会中の通常国会で関連法案が審議される予定です。医療機関をよく利用する高齢者にとっては家計の負担が増します。引き上げの対象をメディアの多くは「年収200万以上」と報道していますが、線引きは少し複雑です。

医療費負担の引き上げは、人口の多い団塊の世代が2022年度以降に後期高齢者となる中、現役世代の保険料負担を抑えるのが目的と強調していますが、厚労省の試算では、後期高齢者支援金（現役世代の負担軽減）▲740億円、後期高齢者保険料（高齢者の負担軽減）▲190億円、公費▲1,010億円となっており、公費負担の軽減が大きな数字となっています。政府は22年度後半の施行を目指していますが、「施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入する」としています。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の負担割合は現在、課税所得145万円以上で年収383万円以上（75歳以上が複数いる世帯は520万円以上）が3割で、それ以外は1割となっています。

今回の改正案で1割から2割に引き上げられるのは、課税所得が28万円以上あること、「年金収入とその他の合計所得金額」が75歳以上が1人の世帯で200万円以上、複数いる世帯では320万円以上あること、のいずれも（両方とも）満たすケースです。

私たちは一貫して、応能負担は窓口負担で行うのではなく、保険料で行うのが基本だとし、窓口負担の引上げに反対してきました。今の高齢者も現役世代として高齢者を支えてきたのであり、負担が増加することによって、「受診抑制」、その結果として「重症化」、めぐり巡ってさらなる医療費増を招きかねないと危惧してきました。所得格差が広がってきている中で、国民がどのように制度を支えていくのか、応能負担が貫かれているのか、医療の財源をどうしていくべきなのかという大きな議論をしていくべきです。

具体的にどのような人が2割負担となるのか、検討してみます。

昨年 12 月 23 日に開催された社保審保険部会の資料によれば

後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて（社保審医療保険部会 令和 2 年 12 月 23 日）

2 割負担の所得基準

単身世帯 **課税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上の方を 2 割負担の対象**

複数世帯 後期高齢者の年収合計が 320 万円以上。

収入基準額は、課税所得をもとに年金収入のみの世帯を前提に計算（対象者のほとんどが年金収入であるため、年金収入のみで収入基準額を計算）

収入基準に該当するかどうかは、介護保険同様に「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額（※1）を上回るかで判定

となっています。

「※1 年収の下限の額」とは介護保険 2 割負担の 280 万円、今回の高齢者医療窓口負担の場合は単身世帯 200 万円となります。

まず 課税所得が 28 万円以上とは

課税所得とは

課税所得 = 総所得金額① - 所得控除②

総所得金額①とは各種所得（給与所得、雑所得など 10 種類、年金は雑所得）の合計額

所得とは、1 年間の収入から経費を差し引いた金額。もらったお金を収入、収入から経費を引いた金額を所得という。

年金所得（雑所得） = 年金収入 - 年金控除（年金収入 330 万円以下の場合 110 万円※）

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が「1,000 万円以下」
所得控除②とは医療費控除、生命保険料控除や地震保険料控除、社会保険料控除などの物的控除。扶養控除のほか、配偶者控除や配偶者特別控除、寡婦控除（寡夫控除）、障害者控除などの人的控除。

さらに基礎控除（所得税の計算では 48 万円※2020 年から合計所得 2400 万以下の者。住民税の計算では 43 万円後期高齢者医療制度窓口負担にはこの額で計算。）

収入・所得が同じでも社会保険料（後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料など）控除や生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などで課税所得は異なります。

今回の厚労省のモデルケースでは、年金収入 200 万円から公的年金等控除（110 万円）、基

基礎控除(43 万円)、社会保険料控除(個人によって異なるが、17 万円程度)を差し引くと、「課税所得」は 30 万円程度となる。

単身で年金収入 200 万円の場合、「年金収入その他の合計所得金額」が 200 万円以上という条件を満たす。

年金収入から公的年金等控除(110 万円)、基礎控除(43 万円)、社会保険料控除(個人によって異なるが、17 万円程度とすると)を差し引くと、「課税所得」は 30 万円程度で、28 万円以上の条件にも当てはまるので 2 割負担となる。

具体的にいくつかのケースを検討してみます

(1) 単身者で課税所得が 28 万円以上となった人

例 1 年金収入 250 万円

給与収入 0

⇒ 上記※1 の「年金収入とその他の合計所得金額」が 250 万円となるので 2 割負担

例 2 年金収入 190 万円

給与収入 55 万円(給与所得控除(55 万円)後の合計所得 0 円)

⇒ 「年金収入とその他の合計所得金額」が 190 万円となるので課税所得が 28 万円以上であっても 1 割負担

例 3 年金収入 190 万円

給与収入 65 万円(給与所得控除(55 万円)後の合計所得 10 万円)

⇒ 「年金収入とその他の合計所得金額」が 200 万円となるので課税所得 28 万円以上なら 2 割負担

例 4 年金収入 77 万円の基礎年金

186 万円の給与収入(給与所得控除(64 万円)後の合計所得 122 万)

⇒ 「年金収入とその他の合計所得金額」が 199 万円となる。所得控除後の課税所得が 28 万円以上でも上記の※1 を満たさないで 1 割負担

「課税所得が 28 万円以上なら年金収入(年金控除前)が 200 万円以上はその他の合計所得に関係なく 2 割負担(3 割相当除く)」(確定申告書や住民税通知で確認できる)

(2) 75 歳以上が複数いる場合は、最も高い人の額で判定されます。

75 歳以上の夫婦世帯の場合、「課税所得 28 万円以上」はどちらか高い方の額で判断されます。

夫が 300 万円、妻が 20 万円の世帯と、夫が 170 万円、妻が 150 万円の世帯を比べると、「年金収入その他の合計所得金額」は両世帯とも基準の 320 万円以上に当てはまるが、夫が 300 万円の世帯は課税所得 28 万円以上を満たして 2 割負担となる一方、夫が 170 万円の世帯は 28 万円を下回り、一割負担となる。

今年の確定申告がはじまりました。所得控除の額を確認し、計算してみましょう。また 6 月ごろに、住民税の通知が自治体から届きます。そこで「年金収入とその他の合計所得金額」「課税所得」の確認ができます。

以上